

市県民税・国民健康保険税・介護保険料

令和4年申告相談

お問い合わせ先

・税務課
Tel 23-0115
・須木庁舎住民生活課
Tel 48-3132
・野尻庁舎住民生活課
Tel 44-1100

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の

申告は3月15日(火曜)まで

新型コロナウイルス感染症
対策を徹底して実施します

今年も申告の時期になりました。日程表のとおり新型コロナウイルス感染症対策のうえ申告相談を実施します。この申告は令和4年度の市県民税、国民健康保険税、介護保険料の算定資料となりますので、申告が必要な人は各申告会場で申告してください。税務署で所得税の申告をする人は、市会場での市県民税の申告は必要ありません。なお、申告期間中は、担当職員が各会場に向いて不在となるので、本庁での申告受付はできません。必ず各申告会場で申告してください。(申告日程は3ページ)。

申告の対象者

◆令和3年中に次のような所得がある人

- ▼営業所得(自営業、外交員、大工職、左官職、ホステス職など)
- ▼農業所得
- ▼山林所得
- ▼不動産所得(貸地、貸家など)
- ▼雑所得(年金(個人年金、遺族年金、障害者年金を含む))

む)、原稿料など)

- ▼一時所得(生命保険の満期返戻金など)
- ▼譲渡所得(土地、建物などの売却による収入など)
- ▼シルバー人材センターからの配分金

- ※農業、営業、不動産といった事業所得がある人は、必ず事前に収入と経費の計算をして収支内訳書などを作成してから申告会場に来場ください。計算をしていない場合は、計算後に受付けるため、順番が前後する場合があります。
- ※一時所得やシルバー人材センターからの配分金について申告する人は支払証明書を持参ください。

- ※譲渡所得がある場合、内容によっては税務署での申告が必要になります。
- ◆給与所得者で次のいずれかに該当する人
- ▼勤務先で年末調整がされていない。
- ▼年末調整に含まれない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける。
- ▼給与所得以外に年金所得や農業などの事業所得があった(給与所得以外の所得が20万

- 円以下で確定申告が不要な人も、市県民税の申告が必要な場合があります。)
- ◆公的年金の受給者のうち、次のいずれかに該当する人
- ▼公的年金収入以外に給与所得や農業などの事業所得があった。
- ▼年金の源泉徴収票に記載されない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける。
- ※公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は所得税の申告(確定申告)は不要ですが、所得税の還付を受けるための還付申告はできません。また、所得税の申告が不要でも、扶養控除などの各種控除を受ける人は市県民税申告が必要です。
- ◆令和3年中に次のいずれかに該当する人
- ▼生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険などの非課税となる収入のみで、ほかに収入がない。
- ▼市外に住所がある家族の被扶養者となっている(例…市外に単身赴任中の夫に扶養されているなど)

税務署での申告が必要な人

次に該当する人は税務署での申告をお願いします

- ◆税務署での申告相談は当日配布する「入場整理券」が必要です。
- ※LINEを通じたオンライン事前発行も可能
- ▼青色申告
- ▼消費税、贈与税、相続税の申告
- ▼初めての住宅借入金特別控除(住宅ローン控除)申告
- ▼土地、建物の譲渡による収入の申告(ただし、農業委員会を通じた売却や公共事業に関する譲渡は市の申告相談会場でも受け付けます)
- ▼株式の譲渡や配当所得の申告(損失の繰越申告含む)
- ※上場株式の譲渡や配当で確定申告と異なる課税方式を選択する場合は別途、市県民税の申告が必要です。
- ▼先物取引、仮想通貨、FXによる収入の申告(損失の繰越申告含む)
- ▼令和2年分以前の確定申告
- ▼亡くなった人の準確定申告

令和4年 申告相談日程 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

月日	曜日	小林地区 (受付時間) 午前：8時30分～11時30分 午後：13時～15時 ※中央公民館駐車場8時～		須木地区 (受付時間) 午前：9時～11時 (内山地区のみ9時30分～) 午後：13時～15時		野尻地区 (受付時間) 午前：9時～11時30分 午後：13時～15時30分 ※2月18日、24日は11時まで受付	
		対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場
2月14日	月	細野1区	南部いろり村	—	—	—	—
2月15日	火	細野2区	南部いろり村	—	—	野尻1区	やすらぎ荘
2月16日	水	細野3区	南部いろり村	内山	内山地域福祉センター	—	—
2月17日	木	北西2区	東方研修館	畜産農家	須木庁舎	野尻2区	やすらぎ荘
2月18日	金	東方2区	東方研修館	原	須木庁舎	野尻1・2区 (午前中のみ)	やすらぎ荘
2月21日	月	東方1区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎	野尻5区	いきいきコミュニティセンター
2月22日	火	北西1区 北西3区	西ノ原農村集会所	奈佐木	須木庁舎	野尻6区	いきいきコミュニティセンター
2月23日	水(祝)	南西2区 南西4区	西ノ原農村集会所	—	—	—	—
2月24日	木	南西1の西区 南西3区	西ノ原農村集会所	麓	須木庁舎	野尻5・6区 (午前中のみ)	いきいきコミュニティセンター
2月25日	金	西堤・北堤・南堤区(木場)	農村環境改善センター	永田	須木庁舎	野尻3区	野尻庁舎
2月28日	月	水流迫南堤区(岩瀬・下堤)	農村環境改善センター	中河間	須木庁舎	野尻4区	野尻庁舎
3月1日	火	真方1区	中央公民館	—	—	野尻3・4区	野尻庁舎
3月2日	水	真方2区	中央公民館	上九瀬	須木庁舎	—	—
3月3日	木	真方3区 坂元区	中央公民館	下九瀬	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月4日	金	南真方東区 南真方西区 南真方区	中央公民館	夏木・堂屋敷	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月7日	月	上町の全区 永田町区	中央公民館	—	—	全地区	野尻庁舎
3月8日	火	上町の全区 永田町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月9日	水	通り町区 種子田区	中央公民館	全地区	須木庁舎	—	—
3月10日	木	後川内区 南西1の東区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月11日	金	西町の全区 緑町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月14日	月	南島田区 本町区 仲町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月15日	火	新生町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎



確定申告書は、電子申告で
税務署に提出します

確定申告書は、書面に代わり電子申告で税務署に提出します。電子申告には、「利用者識別番号(16ケタ)」が必要です。税務署からの案内で事前に交付されているなど、すでに利用者識別番号を取得している人は番号が記載された書類を申告会場に持参ください。なお、以前小林地区の中央公民館会場で申告相談を行い、その際に番号を取得した人は、持参する必要はありません。申告の内容などによって書面提出となる確定申告書もあります。

申告に必要なもの

- ◆申告者全員に共通するもの
- ▼個人番号カードなど個人番号が確認できるもの
- ▼運転免許証、健康保険証など身元確認ができるもの
- ◆各対象者のみ持参するもの
- ▼給与、年金の収入がある人
源泉徴収票、給与支払証明書など
- ▼農業、営業、不動産などの事業所得がある人
令和3年中の収入と支出がわかる帳簿、収支内訳書、領収書など
- ※帳簿記帳をしていない人は、事前に収入金額と必要経費を計算して収支内訳書を作成のうえ持参ください。
- ※肉用牛を出荷した人は、売却証明書を持参ください。
- ※前年に農業所得にかかる減価償却資産があった人に事前調査票を送付しています。円滑かつ迅速な申告相談の実施を目的としていますので、市へ調査票を未提出の人は、早めの提出をお願いします。
- ▼一時所得(生命保険の一時金や満期返戻金など)がある人

収入金額と払込保険料などの必要経費がわかるもの(保険会社など支払元から送付される書類など)

- ▼社会保険料控除を受ける人
社会保険料控除証明書(国民年金保険料、社会保険任意継続保険料など)
- ※市の申告会場で申告する人は、ほけん課発行の納付確認書(申告用)は必要ありません。

- ※令和3年中に転入した人で、前住所地で国民健康保険税(料)などの納付をしている場合は、前住所地自治体発行の証明書が必要です。
- ▼生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人
保険会社が発行する生命保険料、損害保険料、地震保険料などの支払証明書
- ▼障害者控除を受ける人
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ▼医療費控除を受ける人
「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」のいずれか※明細書を作成して添付することで、領収書の提示と添付が不要となります。ただし、領収書は本人が5年間保管し

申告しなかった場合

- ▼寄附金税額控除を受ける人
寄附先から発行される証明書など
- ▼所得税の還付を受ける人
口座振込を希望される場合は、申告者本人の名義の預金通帳など



お住いの地区の申告会場で申告できない場合

お住いの地区の申告会場で申告できない人は、次の会場でも申告を受け付けます(各地区とも土日を除く)。

- ◆小林地区(中央公民館)
3月1日～3月15日
- ◆須木地区(須木庁舎)
3月8日～3月15日
- ◆野尻地区(野尻庁舎)
3月9日を除く3月3日～3月15日

※小林地区(中央公民館)は、3月15日まで地区の割り当てをしています。日によって大変混雑する場合があります。

- 問
・税務課
TEL 23・0115
- ・須木庁舎住民生活課
TEL 48・3132
- ・野尻庁舎住民生活課
TEL 44・1100
- ・小林税務署
TEL 23・3126



募集

意見募集（パブリックコメント）

① 小林市農業振興計画（案）

現在の小林市農業振興計画が今年度（令和3年度）をもって計画期間が終了することから、令和4年度から5年間を計画期間とする「小林市農業振興計画（案）」への意見を募集します。国の「食料・農業・農村基本計画」と県の「第八次農業・農村振興長期計画」、市の「第2次小林市総合計画後期基本計画」に基づく指針となります。

② 小林市鳥獣被害防止計画（案）

市では、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カラス等の野生鳥獣による農作物への被害が増加していることから、小林市鳥獣被害防止計画を策定しています。令和4年度に計画が更新となりますので、計画案について意見を募集します。

①・② 共通事項

◆募集期間 1月17日（月曜）～2月15日（火曜）

◆閲覧場所 市ホームページ、情報公開室（本庁舎総務課）、農業振興課、須木庁舎地域整備課、野尻庁舎地域整備課、西小出張所、紙屋出張所

◆応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

●問

◆農業振興課 Tel 23・0300 Fax 23・0334 Mail k_nourin @city.kobayashi.lg.jp

小林市観光振興計画（案）

現在の小林市観光振興計画が今年度（令和3年度）をもって計画期間が終了することから、令和4年度から5年間を計画期間とする「小林市観光振興計画（案）」への意見を募集します。国の「観光立

国推進基本計画」と県の「宮崎県観光振興計画」、市の「第2次小林市総合計画後期基本計画」に基づく指針となります。

◆募集期間 1月17日（月曜）～2月15日（火曜）

◆閲覧場所 市ホームページ、情報公開室（本庁舎総務課）、商工観光課、須木庁舎地域振興課、野尻庁舎地域振興課、西小出張所、紙屋出張所

◆応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

●問

◆商工観光課 Tel 23・1174 Fax 23・1197 Mail k_syokan @city.kobayashi.lg.jp

立候補届説明会を開催します

令和4年4月17日執行の小林市長選挙及び欠員1名による小林市議会議員補欠選挙の

立候補届説明会を開催します。

◆日時 3月8日（火曜）13時30分～

◆場所

本庁舎（第1別館大会議室）

◆その他 事前申し込み不要

◆問 選挙管理委員会事務局 Tel 23・1143

小林市国民健康保険運営協議会委員募集

小林市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（小林市国民健康保険運営協議会）の被保険者代表委員を募集します。

◆募集内容

「小林市国民健康保険運営協議会」委員のうち被保険者代表

◆募集人数 2名

◆任期

令和4年5月9日～令和7年5月8日

◆活動内容

・年2回程度の協議会に出席し、被保険者の立場から、国民健康保険事業の運営に関し

てご意見をいただきます。出会の場合は報酬が支払われます。

◆応募条件

・次の全ての条件を満たす人 ①応募時点で小林市国民健康の被保険者であり、任期中も被保険者である見込みの20歳以上72歳未満の人 ②市税の滞納がない人 ③平日夜間の会議に出席できる人

◆応募方法

ほけん課窓口または、市ホームページにある所定の応募用紙に必要事項を記入し、ほけん課に郵送または直接持参してください。

◆募集締切

2月15日（火曜）必着

◆選考方法

①書類審査 ②面接（必要に応じて行う）

◆選考結果

応募者全員に結果を通知

◆申・問

・ほけん課 Tel 23・0116

令和4年度 小規模特認校制度

小規模特認校制度とは、一定の条件のもと、小規模校の特性を活かし特定の通学区域外からの転入学を認めるものです。

◆対象校（指定校）

幸ヶ丘小学校

※複式指導を導入

◆転入学条件

・本来通学すべき学校が、小林小学校、三松小学校の児童である。

・保護者の責任において、通学する児童を送迎できる。

・転入先のPTA活動や学校の指導体制等に関し全面的に協力できる。

・1年以上の通年通学ができる。

◆申請方法

所定の申請書により、令和4年2月10日（木曜）までに学校教育課へ申し込みください。

◆申請書配布先

学校教育課

◆申・問

・学校教育課 Tel 23・0424

講座・催し

須木生涯学習講座

養蜂（西洋蜜蜂）入門講座

知識を学び安全で美味しい蜂蜜の採取に挑戦してみませんか。

◆日時（全2回） 2月21日（月曜）、3月上旬

◆場所 須木総合ふるさとセンター

◆参加費 無料（教材費別途必要）

◆定員 10人

※申込者多数の場合抽選

◆対象 市内在住、在勤の人

◆申込締切 2月7日（月曜）

◆受付時間 月曜～金曜の9時～17時

◆申・問 教育部須木分室 Tel 48・2266

須木生涯学習講座

らくらく骨盤セミナー & ストレッチ講座

正しい歩き方やセルフケアを学び腰痛の予防や改善につなげましょう。

◆日時 3月9日（水曜）10時～12時

◆場所 須木総合ふるさとセンター

◆参加費 無料（保険料別途必要）

◆定員 10人

※申込者多数の場合抽選

◆対象 市内在住、在勤の人

◆申込締切 2月22日（火曜）

◆受付時間 月曜～金曜の9時～17時

◆申・問 教育部須木分室 Tel 48・2266

小林市民大学国際交流学部 「オーストラリアについて」受講生募集

市内の小・中学校などでALT（外国語指導助手）として活動しているジェフリー・ポールさんを招いて出身地で

あるオーストラリアの文化について話していただきます。

◆日時 2月4日（金曜）18時30分～20時

◆講師 ジェフリー・ポールさん

◆場所 TENAMUビル2階交流スペース

◆対象 市内在住、在勤の人

◆定員 14人（先着順）

◆費用 300円

◆申込方法 窓口か電話

◆申・問

・TENAMUビル2階交流スペース Tel 22・1076

県民公開講座

お口と口コモの意外な関係

「健康寿命を延ばすならよく噛むこと？」と題し、骨粗しょう症と転倒予防法はよく噛むこと？、歯がある人・義歯を使用している人は転びにくいつてホント？などの講演がオンデマンド配信されます。申込者全員にパールリンググッズプレゼントがあります。

◆健康寿命を延ばすならよく噛むこと？」と題し、骨粗しょう症と転倒予防法はよく噛むこと？、歯がある人・義歯を使用している人は転びにくいつてホント？などの講演がオンデマンド配信されます。申込者全員にパールリンググッズプレゼントがあります。



↑ 申込用 QR コード



保健・福祉

e-カフェに
参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、どなたでも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。次の場所で開催します。

Table with 4 columns: 地区, 日程, 時間, 場所, 参加費. Lists e-cafe events for 小林, 須木, and 野尻.

◆その他 須木総合ふるさとセンターは前日までの予約が必要です。その他の会場は予約不要です。

- ◆問 小林市地域包括支援センター (小林地区) Tel.25・0707
小林市社会福祉協議会須木支所 (須木地区) Tel.48・2073
のじり地域包括支援センター (野尻・内山地区) Tel.44・2271

家族介護者の集いに
参加してみませんか

介護をしている人と悩みを出し合い、介護に対する「思い」を共有する集いを開催します。誰でも参加できます。

- ◆日時 2月12日(土曜) 13時30分～15時
◆場所 小林市地域包括支援センター
◆内容 集い
◆参加費 無料
◆その他 予約不要
◆問 小林市地域包括支援センター Tel.25・0707

ひきこもり家族会に
参加してみませんか

ひきこもりでお悩みの家族が気軽に交流できる場です。安心してお互いに語り合い、学び合い、一息つきませんか。

- ◆日時 2月13日(日曜) 13時30分～15時30分
◆場所 小林市社会福祉センター (別館第1会議室)
◆内容 情報提供、ミニ講座、懇談会
◆対象 家族、本人、経験者、支援者
◆問 小林市社会福祉協議会 Tel.23・3466

フッ化物塗布体験と
歯の健康相談

フッ化物塗布体験と歯の健康相談を行います。ぜひご利用ください。

- ◆日程 2月6日(日曜) 受付 10時～11時

◆場所 小林市保健センター
◆対象 3歳～小学生
◆定員 (予約制) フッ化物塗布体験 50人、健康相談 6人

- ◆申込方法 1月20日(木曜)から、電話で申し込みください。
◆費用 無料
◆注意事項 歯みがきを済ませて来てください。
◆申込書の記入があります。必ず保護者同伴で来場ください。(印鑑不要)
◆母子健康手帳を持参ください。

◆その他 フッ化物には、歯の再石灰化を助け、歯の質を強くすることで、むし歯に成りにくい歯にする効果があるとされています。生えたての乳歯や永久歯は歯の質が弱くむし歯に成りやすいため、家庭での仕上げみがきやおやつ

- ◆問 フッ化物塗布をすることで、予防効果が上がるとされています。
◆健康推進課 Tel.23・0323



案内

求職者支援訓練
「仕事に役立つパソコン基礎科」受講生募集

求職者支援訓練は、求職者が職業に必要な知識・技能を習得し、早期就職を促進するための訓練です。

- ◆募集期間 3月9日(水曜)まで
◆訓練期間 (4か月) 3月28日(月曜)～7月27日(水曜)
◆定員 15人
◆受講料 無料
◆テキスト代別途必要
◆会場 小林高等職業訓練校
◆その他 申込手順などの詳細は、ハローワーク小林か小林高等職業訓練校に問い合わせください。
◆問 ・ハローワーク小林 Tel.23・2171
・小林高等職業訓練校 Tel.23・6800

令和4年度放課後児童クラブの入会受付

令和4年度の放課後児童クラブ入会申し込みを受け付けます。

- ◆対象児童 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(1～6年)

◆申込方法 令和4年4月から利用を希望する人は、現在入会している人も含めて入会申請書を提出してください。

◆申請書配布場所 各放課後児童クラブ、子育て支援課、野尻庁舎住民生活課
◆放課後児童クラブ ※市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 小林小放課後児童クラブ (小林小学校敷地内専用施設)
② 南小放課後児童クラブ (南保育園内)
③ 細野小放課後児童クラブ (細野小学校余裕教室)
④ こぼと放課後児童クラブ (認定こども園こぼと保育園内)
⑤ 三松小放課後児童クラブ (三松小学校敷地内専用施設)

- ⑥ 野尻放課後児童クラブ (野尻小学校前専用施設)
⑦ 東方放課後児童クラブ (東方保育園内)
⑧ 西小林放課後児童クラブ (認定こども園西小林保育園内)
⑨ 紙屋小放課後児童クラブ (紙屋小学校余裕教室)
⑩ 栗須小放課後児童クラブ (栗須小学校余裕教室)
⑪ 三松小第2放課後児童クラブ (三松公民館)
⑫ 緑ヶ丘放課後児童クラブ (市役所第4別館隣)
⑬ 大塚原放課後児童クラブ (大塚原認定こども園内)
⑭ キッズサポートルームHUG通り町 (民家・小林市通り町)

- ⑮ 三松小第3放課後児童クラブ (農村環境改善センター)
⑯ キッズサポートルームHUG上ノ馬場 (二口小児科医院跡・小林市上ノ馬場)
◆受付期間 1月26日(水曜)～2月16日(水曜)
◆受付場所 各放課後児童クラブ

令和4年度須木中央
保育園「預かり事業」
の受付

令和4年度の須木中央保育園「預かり事業」利用申し込みを受け付けます。

- ◆対象 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(1～6年)
◆定員 10人
◆申込方法 令和4年4月から利用を希望する人は、現在入会している人も含めて利用申込書を提出してください。

- ◆申込書配布場所 子育て支援課、須木中央保育園、須木庁舎住民生活課
◆受付期間 1月26日(水曜)～2月16日(水曜)
◆受付場所 子育て支援課、須木中央保育園

労働相談会を開催します

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた職場のトラブル(パワハラ、賃金未払、解雇など)について、随時、秘密厳守・無料で相談に応じます。

- ◆受付期間 1月29日(土曜)～2月4日(金曜)
(平日) 8時30分～17時 (土日) 9時～17時
※通常は平日の8時30分～17時
※12時～13時を除く
※面談の希望者は、事前に電話連絡をお願いします。
◆対象者 県内の事業所に勤務する労働者及び使用者
◆場所

暮らしに役立つ情報届けます 小林市メール配信サービス

災害などの情報をお届けする「小林市メール配信サービス」(旧/防災・防犯メール)が1月から開始しました。必要な情報の種類やお住まいの地区が登録でき、より使いやすくなっています。登録希望者はQRコードを読み取り、受信メールに従って登録をお願いします。※防災・防犯メールに登録済みの人はあらためて登録する必要はありません



宮崎ねりんピック 2022参加者募集

宮崎ねりんピック
2022の参加者を募集しま
す。

◆開催日

5月15日(日曜)

※次の競技は開催日が異なり
ます

・ソフトテニス競技

5月8日(日曜)

・ミニテニス競技

5月16日(月曜)

・ゴルフ競技

5月25日(水曜)

・なぎなた競技

6月5日(日曜)

◆申込期間

2月1日(火曜)

～3月15日(火曜)

※郵送の場合は3月15日消印
有効

◆申込方法

申込用紙へ必要事項を記入
し、長寿介護課、須木・野尻
庁舎住民生活課または大会事
務局(宮崎県社会福祉協議会・
長寿社会推進センター)へ提
出ください。

※3月1日～15日は、大会事
務局だけの受付になります

※申込用紙・競技実施要項は
2月1日(火曜)以降に市長
寿介護課、須木・野尻庁舎
住民生活課窓口で配布。ま
たは、宮崎県社会福祉協議
会ホームページ <http://www.mkensha.or.jp> からダウンロードできます

◆参加費

500円

※申込後に郵送される振込用
紙で郵便局から振込みくださ
い

※種目によっては、別途プレ
イ代が必要です

◆参加資格

60歳以上(昭和38年4月1
日以前に生まれた人)

●問

社会福祉法人宮崎県社会福
祉協議会長寿社会推進センタ

TEL

0985・31・9630

FAX 0985・31・9665

長寿介護課

TEL 23・1140



西諸地域精神保健福祉協議会をご存じですか？

●西諸地域精神保健福祉協議会とは？

当協議会は、小林市、えびの市、高原町における精神障
がい者の福祉の増進並びに地域における精神保健の向上を
図ることを目的として活動しています。

●問=小林保健所

(西諸地域精神保健福祉協議会事務局)

TEL 23-3118

※詳しくは問い合わせください

主な活動内容

①普及啓発活動

・こすもす祭(文化交流会)

例年秋ごろに開催しており、精神障がい者が日々
活動していることを発表する場になっています。

※昨年度、今年度は中止

・会報「ときめき」の発行

・社会資源見学

・家族交流会

②会員募集

協議会の活動経費は、すべての会員からの善意で
賄われています。

③各事業所への活動支援

・NPO法人西諸地域活動センター菜の花作業所

・当事者会ゆうあい会(小林市)

・小林こすもす家族会

・社会福祉法人陽気会サニーサイド宮崎

・TSUNAGU株式会社

・断酒会活動(西諸支部、えびの支部)

・地域活動支援センターI型ゆるいとタウンとん
での

・福祉サービス事業所スマイルハウス

・えびの市当事者会ふら〜っと

・NPO法人えびの福祉作業所

などの事業所の活動支援



↑市総合文化祭で展示した作品